

第4回亀山市まちづくり基本条例推進委員会議事概要

日時：令和元年8月19日（月）
9：00～

場所：本庁舎3階理事者控室

1. 会長あいさつ

（要旨）

皆さんおはようございます。今日は推進委員会で絞り込んだ4つの検討テーマについて、市の担当者から説明をいただいたうえで協議を行っていきたい。また、まちづくり基本条例を周知するシンポジウムについても議論する予定である。

検討テーマについては、1テーマあたり説明と質疑応答を合わせて約30分の時間になるので、限られた時間ではあるが会議の進行に協力いただくようお願いしたい。

2. 協議事項

（1）検討テーマに関する現状の取組について

検討テーマ①地域づくり

担当課：資料説明

（説明要旨）

地域まちづくり協議会について～地域コミュニティ施策から地域まちづくり協議会の設立

会長：「調査・研究や議論のポイント」において、地域まちづくり協議会の円滑な運営や活発な活動の展開に向けた支援、地域の担い手を発掘するための支援、若者・女性・外国人など地域づくり活動への多様な人材の活用、有償ボランティア制度の仕組みの構築とその支援についてこれまで検討テーマとして挙がってきたが、市としてこれらの点に関する考えはあるか。

担当課：1点目の地域まちづくり協議会の円滑な運営や活発な活動の展開に向けた支援に関しては、地域まちづくり計画に基づいた活動展開がされているか地域の方がチェックできているかどうかという問題がある。年度初めに行う総会で各地域に地域まちづくり計画を提出いただくよう依頼しており、事業については、計画のどの部分に沿っているか、しっかりと確認するようにしている。

2点目の地域の担い手を発掘するための支援については、地域の方から実際に話を聞くと、潜在的な能力を持った若い人材はいると伺っており、地域の担い手研修への参加を要請している。ただし、その後、地域の若者が地域の高齢者に受け入れられるかという点は課題であると思う。

3点目の若者・女性・外国人など地域づくり活動への多様な人材の活用に関しては、閉鎖的にならずに多様性を重視する中で、地域の行事に外国人にも参画いただくよう日頃からの取組が大事であると考えてるので、地域まちづくり協議会に促していきたい

と思っている。

4点目の有償ボランティア制度の仕組みの構築とその支援に関しては、昼生地区でちょこボラ制度によるフレンドサービス事業を行っているが、これを一つのモデルとして各地域に紹介している。支援に関しては、福祉関係も関連してくるので、庁内でも調整を図っていきたい。

委員：行政として、地域まちづくり協議会や自治会をどのような方向性を持っていきたいのか。

担当課：コミュニティを発展的に地域自治の考え方を取り入れたのが地域まちづくり協議会であり、自治会には単一の自治会と単一の自治会で構成する自治会連合会がある。自治会は地域まちづくり協議会を構成する一つの要素であり、婦人会、老人会、PTAなどは地域まちづくり協議会という1つの団体として、自分たちの地域を協力して作っていくということを理解いただきたい。

委員：地域の担い手を発掘しなければならないという課題は残っているが、現在はほとんどの地域が目の前の行事をこなしていくことに精一杯であり、これは地域まちづくり協議会の課題として捉えるべきだと思う。市がアドバイスできるところはアドバイスし、各地域まちづくり協議会にヒアリングを実施した方が良いのではないかと。また、地域まちづくり協議会連絡会議は市からの連絡事項を伝えるメッセンジャー組織となっており、物事を決定する組織になっていない。一方で自治会連合会は、設立してから何十年と経っていることもあり、物事の決め方がしっかりしていて、地区への伝達も早い。地域まちづくり協議会連絡会議も、もう少し物事を議論して決めていくようにすれば、一つ一つの課題が見えてきて良い組織になると思う。

委員：自治会連合会は市からの連絡事項を伝える縦の組織であり、地域まちづくり協議会は敬老会や老人会などの色々な行事を並列的に行っていく横の組織である。また、どんなことでも市がやるという時代は終わった。自分達の地域は自分達で作るという認識の下、我々は物事に取り組んでいかなければならない。

会長：まさにそのとおりだと思う。今後は地域がどうあるべきかというのが焦点になり、地域まちづくり協議会と市の協働や、地域まちづくり協議会連絡会議のあり方というのも明確にしていくべきだと思う。

検討テーマ②協働

担当課：資料説明

(説明要旨)

亀山市協働の指針、市民活動応援制度

会長：協働については、市民活動応援制度の状況、市民活動応援券の効果的な活用方法や制度の見直し予定、協働事業提案制度の状況、地域まちづくり協議会との協働のモデルケースの検討が議論のポイントとして挙がっている。先程説明いただいた市民活動応援制度の見直しについては何か意見はあるか。

担当課：市民活動応援制度については、審査検証委員会で使用されていない応援券をど

う活用していくかという議論は行っている。

委員：市民活動応援券の使用実績について、応援券の使用率が高い地域まちづくり協議会と、使用率が低い地域まちづくり協議会が毎年同じ傾向になっている。応援券を使いやすい仕組みにできるよう、周知に力を入れていくべきだと思う。

担当課：応援券そのものの価値が一般市民の方に周知されていないと感じており、まだ応援券自体を手にしたことがない人もみえる。

委員：応援券の裏面にどういう流れでどこに移動したかという記録を書いているが、記録がなく、実際に移動したのかどうか分からない応援券もある。

委員：私は何かのことで助けてもらった時にお礼として応援券を渡す人は少ないと思う。金券ではないし、それ自体には一般市民からすれば価値はない。

委員：応援券を渡すために、ちょこボラのお礼として取り入れられないかもっと考えて欲しい。

委員：例えば、家の電球を替えてもらった時にお礼としてきゅうりを渡すように、お礼として応援券を渡してそこに価値が生まれるのが良いと思う。

会長：ちょこボラの仕組みと市民活動応援制度とリンクすれば、良い方向に持っていけるかもしれない。また、学校の図書館の活用ということで、お母さん方を中心とした指導資格を持った団体が読み聞かせをした時に、応援券がもらえればもっと良いのではないか。

委員：有償ボランティア制度についても検討していくべきだと思う。

担当課：市民活動団体を支援する仕組みの1つとして、市民参画協働事業推進補助金を活用して活動をしている団体は、事務能力を備えており、公開でのプレゼンテーションも行い、組織としてしっかりしている。しかし、それ以外にも亀山市内には地道に活動している約300~400の市民活動団体があって、その団体を応援できるものはないかということから市民活動応援券はスタートしている。

委員：地域まちづくり協議会のイベントに参加するだけで応援券がもらえるということもあり、応援券の使用率はどんどん上がってきている。しかし、問題は市民同士で、お礼などに渡した応援券の使い道がないことがいけない。

会長：いろいろ意見が出たが、市民活動応援券が個人で使えるメリットが得られるかということに関して市としてはいかがであるか。

担当課：地域通貨という考え方もあるが、それだとただの金券になってしまうのでその考え方は現在ない。

会長：例えばの話であるが、今後地域まちづくり協議会がバスの自主運行組織を作らないといけない可能性もあると思う。その時に応援券が使えるような仕組みを作っておけば良いと思う。

検討テーマ③地域福祉

担当課：資料説明

(説明要旨)

コミュニティソーシャルワークの体制づくり【地域福祉力強化推進事業】

会長：議論のポイントとしては、地域における助け合い・支え合いの仕組みづくりに向けた取組として、CSWの活動内容が取り上げられているが、これと地域包括ケアシステムとはどういった関係性があるか。

担当課：地域包括ケアシステムは健康や医療の関係で取り組んでいるところで、その中の福祉的な在宅での課題解決については相談であったり、地域福祉のあり方については、このCSWが地域福祉力強化推進事業で担うこととなっている。要するに、CSWは地域包括ケアシステムの一部を担っている。

会長：特に気になるのがまちづくり協働課の説明内容とバッティングするところであるがどうか。

担当課：他市の事例を研究しながら課題を整理しているが、地域の方へ説明した際にCSWに関してはまずはお相談くださいと話している中では、今取り組んでいただいている事業に含まれてくると考える。どこで役割分担をするのかということは、まちづくり協働課と調整しながら進めることになってくると思う。

委員：人件費や設備費用が必要なもので、考えていかなければならない。また、今後の課題になるが、地域の方が何に困っているのか地域まちづくり協議会では分からないこともある。内容については守秘義務があり気持ちは分かるが、誰かがその地域の全体像を掴んでおかないといけない。

会長：要支援者の名簿は自治会長に配布されることもあるのではないかと。

担当課：自治会長と地域まちづくり協議会には配布している。

委員：配布していても、何の役にも立っていないと感じている。

会長：地域まちづくり協議会の場合は、配布された後に福祉部会に渡っていない現状があると思う。話は変わるが、2ヶ月ほど前にいなべ市で社会福祉協議会の主催でグループワークによる学習会が行われた。地域の自治会の役員とCSWと民生委員が参加していたが、グループワークによる交流自体は初めてであった。それだけCSWと民生委員の接点が無いということに気が付いた。

担当課：亀山市の場合は、民生委員の事務局は社会福祉協議会が持っている。そういう意味では社会福祉協議会と民生委員は関わりが強くなっている。なおかつ、福祉委員についてはほとんどが亀山独自の委員であり、民生委員の補佐的役割を持ち、地域まちづくり協議会から推薦いただいているという安心感がある。地域まちづくり協議会の福祉部会を通して、民生委員と福祉委員の連携は進んでいると認識している。

会長：地域福祉力強化推進事業が平成30年度から始まり、国は4分の3を補助としているが、この補助はしばらく続くのか。

担当課：国としても、この事業を強化していくのか、それとも事業目的を変えて続けていくのか分からないところがあって、来年度以降の補助があるのかどうか確認をして

いる状況である。2～3年は続けてもらわないといけないと思うし、無くなる場合でもそれに変わるものが出てくれば軌道修正する方向も考えないといけない。

会長：2025年に向けて、市と社会福祉協議会は連携してしっかり取り組んでいると思う。そこに地域まちづくり協議会がもっと絡んで欲しい。有償ボランティアについて、地域で合意が得られるか、市がお金を払えるかという課題はあるが。お金を払うということ自体が良いのか悪いのかも、ボランティアがお金をもらわなくて良いといえば話は済むが、お金を払わなければ長続きせずに制度のしくみとして定着しないと思う。

委員：CSWの配置人数が4人となっているが、この人数は少ないのではないか。

担当課：確かに相談については1回で終わるものではなく、ずっと関わっていくとなると、相談件数がどんどん膨らんでいく傾向にはなるので、CSWの人数が適正なのかを含めて市が組織としてこのCSWにどう関わっていけるかが今後の検討課題となってくる。

検討テーマ④防災

担当課：資料説明

(説明要旨)

自主防災リーダーハンドブック、防災マップ・洪水ハザードマップ

会長：地域防災計画の策定に向けてどんな課題があるか。

委員：地域防災計画は自治会単位で作らざるを得ない。それぞれの自治会で地域防災計画は内容の違いに温度差が生じると思う。それを地域まちづくり協議会のリーダーが調整すると思うが、調整しきれない部分が出てくる。また、地域福祉にも関わる話だが、要支援者をどうやって把握していくか。現在、民生委員が要支援者の情報を把握していると思うが、その情報を自治会の役員に伝えておかなければならないと思うし、役員だけでなくその自治会の班長に対しても情報を伝え、自分達の班の状況を知っておかなければならない。

会長：地域における防災計画の策定について、先程、野村地区まちづくり協議会は、防災・防犯部会が主体的に作っており、川崎地区まちづくり協議会については地区の自治会の役員が主体的に作っていると説明いただいたが、これに関しては役員が中心に作っても構わないという意味で良いか。

担当課：はい。野村地区まちづくり協議会に関しては防災・防犯部会が作られているが、この自主防災組織は各自治会でほとんど作られており、この自主防災組織の方々を中心となって、地域防災計画を作ってもらうものだと思っている。川崎地区まちづくり協議会に話をさせてもらった時も、自主防災組織が主になるということで、自治会の役員で進めていくということになっている。

委員：地域防災計画に関しては、策定に向けて上手くまとめられる地区と中々まとめられない地区が出てくると思うが、それに関しては地域のやり方に任せるということでよろしいか。

担当課：基本はそういうことになってくる。

委員：地域まちづくり協議会としてはどういう役割を担うのか。

担当課：地域防災計画について、例えばこの内容で策定していきたいという大事な話をする際に、地域まちづくり協議会の会議で意思決定することになると思う。

会長：要支援者の情報に関してはいかがであるか。民生委員が実際に持っている要支援者の情報と、避難行動要支援者名簿登録申請書により登録する要支援者の情報は同じであるか。

担当課：民生委員に配っている名簿は、自治会長に配っているものと同じなので、多少は似ていると思う。

会長：ただ、地域の人に要支援者の個人情報を知らせても良いかということで同意を得るために、この避難行動要支援者名簿登録申請書を提出してもらっているんだと思う。このように登録してもらうのが一般的であるのか。

担当課：はい。

委員：厳密に言うと、実際のところ民生委員が持っている情報と避難行動要支援者名簿の情報は違っている。

会長：それについてはやはり防災と福祉の関連性が出てくると感じる。特に要支援者は地域の中で互助の部分で助け合って生きていかないといけないし、名前や所在などについては情報が一致しているのかどうかは大きな話になる。

委員：話は変わるが、防災行政無線について旧亀山市は導入しないのか。関町には導入されているがどうか。

担当課：費用の面はあるが、防災行政無線だと大雨の時に雨戸を閉め切って聞こえないという意見をいただいたこともあるので、防災行政無線よりもスマートフォンへの防災メールの方が効果的だと感じている。

委員：防災メールもそうだが、防災行政無線でも流して、多重的に情報発信すれば良いと思う。命に関わる問題である。

委員：高齢者でスマートフォンを持っている方は少ないと思うので、スマートフォンの代わりになるものがあれば良いのではないか。

会長：1点気になったのは、以前、特別警報が出た際、名阪国道から帰宅困難者が市内へ流れてきたことがあるが、いわゆる帰宅困難者問題というのは、地区防災計画に反映させなくても良いのか。

担当課：それも含めて考えていきたい。

会長：地域の企業がどのような事業継続計画を作っているのかというのを、地域住民も知っておかなければならない。なので、地域防災計画を作る際も、地域の企業の方にも策定に関わってもらいたいと思うがいかがか。

担当課：ある程度内容がまとまってきたら、企業の方の話も取り入れたいとは思っている。

会長：実際に災害が起きて帰宅困難者が多く出たことを想定した際に、地域住民だけでは対応ができない時に企業が持つ備蓄品に頼ることができるかもしれないし、防災計画には必要だと思う。

(2) 条例周知の取組について

事務局：資料説明

(説明要旨)

条例周知の取組について

会長：令和2年2月15日または16日に、地域まちづくり協議会連絡会議の事業と連携して条例周知の取組を実施していくという方向で進めて、当初予定していた10月13日については無しということによろしいか。

事務局：はい。

委員：地域まちづくり協議会連絡会議の事業の日程については、9月の中旬に決まる予定である。

会長：これまでの会議では、まちづくり基本条例を周知するためにシンポジウムをやっても良いのではないかと意見が出ていたが、そのあたりについてはある程度までは反映させていくべきだと思う。中心となってくるのは地域まちづくり協議会であり、色々な課題を抱えていることを全地域が共有するイメージになると思う。そして、地域まちづくり協議会がどういう事業を行っており、その根拠となるまちづくり基本条例があるということをきちんと皆に知ってもらわなければならない。

事務局：地域まちづくり協議会の会長の中でも新しく代わった会長もいるようで、この条例自体を一度知る機会があっても良いという声はいただいている。

会長：日程が決定するのは9月の中旬ということで、今後は役割分担をして皆さんに協力してもらうこともあるので、次回の会議から具体的に検討していきたいと思う。

(3) その他

- ・ 次回の会議までに検討結果報告書の骨子案を事務局より作成予定。